

ご注意ください

65歳以上で新たに重度な障がいになった方は 重度障害者医療費助成事業（障医療証）の対象になりません

茅ヶ崎市重度障害者医療費助成事業とは、対象者が病院、診療所、調剤薬局などでかかる医療費の一部を助成する事業です。

《重度な障がい》

- ◆身体障害者手帳1・2級の方
- ◆知能指数が35以下（療育手帳A1・A2）の方
- ◆精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ◆身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下（療育手帳B1）の方

平成30年12月まで

年齢に関わらず対象

※平成30年12月までに本市在住で
対象になっていた方に限る

見直し

平成31年1月から

65歳以上で

新たに重度な障がいになった方は

対象になりません

- 65歳以上で精神障害者手帳1級の方は、必ず有効期限までに更新手続きを行ってください。有効期限を過ぎてしまうと、医療費助成事業の対象になりません。
- 障がい福祉のサービス等については、市障がい福祉課へお問い合わせください。

茅ヶ崎市障がい福祉課障がい福祉推進担当

電話 0467-82-1111